

証券コード 7860

平成22年6月10日

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目1番30号  
エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長CEO 松浦 勝人

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主の皆様へ、当社所属アーティストをより身近に感じていただくため、株主総会終了後、所属アーティスト複数出演による「株主限定ライブ」を催したく存じますので、併せてご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、来る平成22年6月25日（金曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[議決権行使の方法につきましては、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。]

敬 具

### 記

1. 日 時 平成22年6月27日（日曜日）午前11時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地  
さいたまスーパーアリーナ  
(末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第23期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第5号議案 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）に係る報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案 当社の従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）発行の件

以 上

- 
- ◎同封の『「第23期定時株主総会」及び「株主限定ライヴ」について』をご一読くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

### 【議決権の行使等についてのご案内】

1. 当日のご出席及び代理人による議決権行使について  
当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）がご来場いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります）。  
なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。
2. 郵送による議決権行使について  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年6月25日（金曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送ください。
3. インターネットによる議決権行使のお手続について  
インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。
  - (1) 議決権行使サイトについて
    - ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。  
※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
    - ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネットご利用環境によっては、議決権行使サイトにおいてインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
    - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
    - ④ インターネットによる議決権行使は、平成22年6月25日（金曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等ございましたら、後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 前記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

4. 書面とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱いについて

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱いについて

インターネットにより、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問合せ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

## 添付書類

### 事業報告

(自 平成21年4月1日)  
(至 平成22年3月31日)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部では景気回復の兆しが見られたものの、雇用情勢の悪化や個人消費の低迷等により、引き続き厳しい環境下にあります。

音楽市場におきましても、社団法人日本レコード協会発表のデータによると、音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額が、前年同期比13.6%減(平成21年4月～平成22年3月)と大きく減少しました。また、順調に拡大を続けてきた有料音楽配信売上実績は前年同期比0.6%増(平成21年4月～12月)となっており、成長に陰りが見え始めております。また、映像市場におきましても、社団法人日本映画製作者連盟の調べによる邦画洋画合計の興行収入が前年同期比3.1%増(平成21年4月～平成22年3月)となったものの、社団法人日本映像ソフト協会調べによる映像ソフト全体の売上金額が、前年同期比5.9%減(平成21年4月～平成22年3月)となり、音楽・映像ともに、市場全体の低迷が顕著になっております。

このような事業環境の下、当社は、他社にはないアーティストの発掘・育成から、マネジメント、コンテンツ制作、パッケージ販売、デジタル配信、コンサート制作、マーチャンダイジング、Eコマース、ファンクラブ運営等まで、総合的に展開する「ヴァーティカル・インテグレーション・モデル」を推進し、収益機会の増加を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の連結売上高は、前年同期比0.3%増の1,181億42百万円となりました。営業利益は、新規事業における販促宣伝費が増大したこと等により、前年同期比14.1%減の55億66百万円となりました。しかしながら、当期純利益は9億75百万円(前年同期は9億5百万円の当期純損失)となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

- ※1 市場環境の変化と各グループ会社の役割・業務の変化を踏まえ、当事業年度においてグループ会社間における原盤使用料率等及び、グループ会社間におけるグループ・マネジメント・フィーの見直しを実施しました。なお、前年同期との比較を容易にするため、平成21年3月期の事業部門別業績は見直し後の料率等によって算出した数値に組み替えております。
- ※2 各セグメントの売上高及び営業利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値であります。

##### ① パッケージ・コミュニケーション事業 (PC事業)

主要アーティストのリリース作品が少なかったこと等により、売上高は511億5百万円(前年同期比15.5%減)、営業利益は4億85百万円(前年同期比22.7%減)となりました。

##### ② ネットワーク・コミュニケーション事業 (NC事業)

会員ビジネス、マーチャンダイジング、Eコマース事業が好調だったこと等により、売上高は379億37百万円(前年同期比12.7%増)、営業利益は31億85百万円(前年同期比28.1%増)となりました。

- ③ ライブ・コミュニケーション事業（LC事業）  
コンサートの公演数、動員数が増加したこと等により、売上高は151億44百万円（前年同期比14.5%増）、営業利益は4億57百万円（前年同期比14.0%増）となりました。
- ④ コンテンツ・クリエイティブ事業（CC事業）  
PC事業の売り上げ減少に伴う内部取引印税収入が減少したこと等により、売上高は570億23百万円（前年同期比1.8%減）となりました。また、新規事業の先行投資等の一時的な費用計上により、売上原価並びに販売費及び一般管理費が増加、営業損失は10億97百万円（前年同期は29億81百万円の営業利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は総額で26億36百万円であり、その主なものは、本社ビル内装工事及び本社ビル外装関連機器6億73百万円、自社利用ソフトウェア開発10億54百万円などです。

(3) 対処すべき課題

近年、エンタテインメント・ビジネスは、デジタル技術の発達によるユーザーの価値観や消費行動の多様化によって、パッケージ販売を中心とした旧来型のビジネスが低迷を続けるなど、大きな転換期を迎えています。

当社グループでは、エンタテインメント・ビジネスのあらゆる機能をグループ内に持つ強みを生かし、この厳しい環境下においても事業の拡大を続けておりますが、一方で次世代の成長を図る意味からも、既存ビジネスの強化に加え、新しい事業領域への展開が急務であると考えております。

以上のような状況下、当社グループとして以下の5項目を重点課題と位置付け、積極的に取り組んでまいります。

① 次世代成長領域への取り組み強化

今後さらなる技術革新と市場成長が見込まれるインターネットの事業領域において、アーティストやコンテンツに係る権利を保有する強みと、既存事業で培った顧客基盤を最大限活用した次世代型のエンタテインメント・ビジネスの構築を目指しております。

② グループ経営の進化

これまで、各事業の個別最適がグループ収益の最大化に直結していたため、各事業会社の独自性を尊重したグループ経営を行ってきました。しかし、事業環境の変化や業容の拡大に伴い、グループ横断的な戦略の構築等、全体最適に重きを置いたグループ経営への進化を図っております。

③ 財務体質の強化

近年、新規事業への投資を積極的に行ってきた結果、有利子負債が増大、支払利息等、本来の事業活動以外の費用が増加し、収益を圧迫している状況です。事業や保有資産の選択と集中を行い、有利子負債の圧縮により財務体質の強化を図ってまいります。

④ アジアにおける収益モデルの構築

2006年より、中国を中心に、アジアに本格進出しておりますが、現時点においては収益化が出来ていない状況です。これまでのトライ&エラーから得た経験・知見を生かし、今後著しい成長が期待されるアジアのエンタテインメント市場において、早急に収益モデルを構築し、アジア最強のエンタテインメント企業を志向する中期ビジョンの達成を目指してまいります。

⑤ 人材育成とコンプライアンスの強化

「誰もやらない。だからエイベックスがやる」という創業精神を今一度グループ役員が共有し、クリエイティブを發揮できる環境を整備するとともに、次世代の経営層・管理職を育成することを人材戦略における重点課題と位置付け、評価制度の見直しや教育研修プログラムの拡充等を推進しております。

また、昨今の当社におけるコンプライアンス問題の発生を受け、管理体制の強化とコンプライアンス・ポリシーの周知徹底を図り、社会的な信用と共感を得られる企業となることを目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	第 20 期 (平成19年3月期)	第 21 期 (平成20年3月期)	第 22 期 (平成21年3月期)	第23期 (当事業年度) (平成22年3月期)
売 上 高(百万円)	101,626	104,639	117,819	118,142
経 常 利 益(百万円)	7,814	7,066	4,729	4,456
当 期 純 利 益(百万円)	3,063	909	△905	975
1株当たり当期純利益 (円)	71.33	21.17	△21.09	22.72
総 資 産(百万円)	105,894	102,124	107,013	94,593
純 資 産(百万円)	33,699	32,812	29,760	30,266
1株当たり純資産 (円)	772.31	751.05	684.89	668.82

- (注) 1. △印は、損失を示します。  
 2. 第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 4. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 5. 第21期においては、特別損失として投資有価証券評価損を計上したこと等により、当期純利益が大幅に減少いたしました。  
 6. 第22期においては、特別損失として投資有価証券評価損を計上したこと等により、当期純損失を計上いたしました。  
 7. 第23期については、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社等の状況  
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
エイベックス・エンタテインメント株式会社	百万円 487	100.00%	音楽・映像コンテンツの企画・制作、アーティスト・タレントのマネジメント業務
エイベックス・マネジメント株式会社	百万円 80	100.00	芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、スポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者の育成及びマネジメント
エイベックス・マーケティング株式会社	百万円 200	100.00	音楽・映像パッケージの製造・販売、音楽・映像コンテンツの配信事業、会員ビジネス、ファンクラブ、マーチャンダイジング等
エイベックス・ライヴ・クリエイティヴ株式会社	百万円 30	100.00	コンサート・イベントの企画・制作・運営
エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社	百万円 20	100.00	アーティストの開発育成事業、コンテンツエージェント事業、空間開発オペレーション事業等
株式会社ヴェルファーレ・エンタテインメント	百万円 10	100.00 (100.00)	飲食店の運営
株 式 会 社 ミ デ ィ ア	百万円 100	100.00 (100.00)	映像ソフトの企画・制作
株式会社エイベックス マネジメント サービス	百万円 10	100.00	エイベックス・グループ各社に対する各種コンサルティング業務
株 式 会 社 ピ ッ ク ス	百万円 60	100.00 (100.00)	映画作品の買付、宣伝、配給業務等
ヴァイナル レコーズ株式会社	百万円 10	100.00 (100.00)	音楽コンテンツの企画・制作
エイベックス通信放送株式会社	百万円 3,500	70.00 (70.00)	モバイル向け映像配信事業
株 式 会 社 P a r a . T V	百万円 64	74.84 (74.84)	インターネットを利用した情報提供サービス
ハッチ・エンタテインメント株式会社	百万円 80	66.00 (66.00)	音楽制作・販売事業等
Avex Asia Holdings Ltd.	香港ドル 500,004	100.00	Avex Hong Kong Ltd.、Avex Taiwan Inc.、Avex China Co., Ltd.及びAvex Hawaii, Inc.の管理・統括
Avex Hong Kong Ltd.	香港ドル 2	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの制作・製造・販売、ライセンス事業等
Avex Taiwan Inc.	千NTドル 215,000	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの制作・製造・販売、ライセンス事業等
Avex China Co., Ltd.	万人民币元 5,000	100.00 (100.00)	アーティスト、作詞家及び作曲家のマネジメント業務等
Avex Hawaii, Inc.	千米ドル 2,000	100.00 (100.00)	スタジオ運営、映像ソフトの企画・制作

- (注) 1. 出資比率欄の( )内数字は、間接出資比率であります。  
2. 当事業年度末における連結子会社は18社、持分法適用関連会社は8社であります。  
3. ①株式会社ヴェルファーレ・エンタテインメントは、平成22年3月31日付で解散し、現在清算中であります。

- ②株式会社エイベックス マネジメント サービスは、平成22年3月31日付で解散し、現在清算中であります。
- ③株式会社ビックスは平成22年4月1日付でエイベックス・エンタテインメント株式会社に合併し解散いたしました。
- ④ヴァイナル レコーズ株式会社は、平成21年4月1日をもって会社分割により、当社の連結子会社であるエイベックス・エンタテインメント株式会社の音楽事業本部第1制作部制作第3課における全事業を承継し、設立された会社です。
- ⑤エイベックス通信放送株式会社は、当社の連結子会社であるエイベックス・エンタテインメント株式会社と株式会社エス・ティ・ティ・ドコモとの合弁により平成21年4月10日に設立した会社です。
- ⑥Avex Asia Holdings Ltd. は平成22年4月16日付でAvex International Holdings Ltd. に商号を変更いたしました。
- ⑦Avex Hawaii, Inc. は、平成22年3月29日付で当社の連結子会社であるAvex Asia Holdings Ltd. の子会社（当社の孫会社）となりました。
- ⑧当社は、平成22年4月1日付で会社分割（簡易新設分割）を実施し、当社のコーポレート企画本部知財戦略室契約管理部著作権課における全事業に関する権利義務を、新設会社（当社の100%子会社）であるエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社に承継させました。
4. 当事業年度の連結売上高は1,181億42百万円（前年同期比0.3%増）、当期純利益は9億75百万円（前年同期は9億5百万円の当期純損失）となりました。

#### (6) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、各社の事業の特色を打ち出しつつ、各事業間のシナジーを最大限に発揮できるグループ全体の経営戦略の策定を主な事業としております。事業部門別の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主要な事業内容
コンテンツ・クリエイティブ(CC)事業	音楽・映像コンテンツの企画・制作、アーティスト・タレントのマネジメント業務、音楽出版事業、著作隣接権等印税収入、モバイル向け映像配信事業、映画製作・配給、スタジオ運営
パッケージ・コミュニケーション(PC)事業	音楽・映像パッケージの製造・販売事業
ネットワーク・コミュニケーション(NC)事業	音楽・映像コンテンツの配信事業、会員制事業、ファンクラブ事業、マーチャンダイジング事業
ライブ・コミュニケーション(LC)事業	コンサート・イベントの企画・制作・運営
その他の事業	新人アーティストの開発・育成事業、スクール事業（エイベックス・アーティストアカデミー）、レストラン事業、不動産賃貸事業等

## (7) 主要な事業所

名 称		所 在 地	
当 社 (持株会社)		本社	東京都港区
国 内 子 会 社	エイベックス・エンタテインメント株式会社 (CC事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・マネジメント株式会社 (CC事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・マーケティング株式会社 (PC事業、NC事業)	本社	東京都港区
		営業所	札幌(札幌市)、東京(東京都港区)、 名古屋(名古屋市)、大阪(大阪市)、 福岡(福岡市)
	エイベックス・ライヴ・クリエイティヴ株式会社 (LC事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社 (その他の事業)	本社	東京都港区
	株式会社ヴェルフアーレ・エンタテインメント (その他の事業)	本社	東京都港区
	株 式 会 社 ミ デ ィ ア (CC事業)	本社	東京都港区
	株式会社エイベックス マネジメント サービス (その他の事業)	本社	東京都港区
	株 式 会 社 ビ ッ ク ス (CC事業)	本社	東京都港区
	ヴァイナル レコーズ株式会社 (CC事業)	本社	東京都世田谷区
	エイベックス通信放送株式会社 (CC事業)	本社	東京都港区
	株 式 会 社 P a r a . T V (NC事業)	本社	東京都港区
	ハッチ・エンタテインメント株式会社 (CC事業)	本社	東京都港区
海 外 子 会 社	A v e x A s i a H o l d i n g s L t d . (PC事業)	本社	中国 香港
	A v e x H o n g K o n g L t d . (PC事業)	本社	中国 香港
	A v e x T a i w a n I n c . (PC事業)	本社	台湾 台北
	A v e x C h i n a C o . , L t d . (CC事業)	本社	中国 北京
	A v e x H a w a i i , I n c . (CC事業)	本社	米国 ハワイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,438名	94名増

(注) 臨時従業員及び他社への出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
191名	19名増

(注) 臨時従業員、子会社及び他社への出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,375
株式会社三井住友銀行	3,275
株式会社みずほ銀行	1,550
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,525
住友信託銀行株式会社	1,525
日本生命保険相互会社	425
株式会社りそな銀行	100

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 184,631,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,157,810株(自己株式3,213,580株を含む)
- (3) 株 主 数 54,293名(前期末比7,012名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 浦 勝 人	2,255,824 <sup>株</sup>	5.25 <sup>%</sup>
小 林 敏 雄	2,255,818	5.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,168,000	5.05
有 限 会 社 マ ッ ク ス 2 0 0 0	1,150,000	2.68
有 限 会 社 テ ィ ー ズ ・ キ ャ ピ タ ル	1,150,000	2.68
株 式 会 社 第 一 興 商	920,000	2.14
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ	877,970	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	789,500	1.84
千 葉 龍 平	780,350	1.82
ビービーエイチルクス フィデリティ ファンズ ジャパン アドバンテージ	643,300	1.50

- (注) 1. 当社は、平成22年3月31日現在、自己株式を3,213,580株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 有限会社マックス2000及び有限会社ティーズ・キャピタルはそれぞれ、当社代表取締役社長CEO松浦勝人及び取締役小林敏雄が代表取締役を務めております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権（平成18年4月28日発行）

- ・新株予約権の数 6,365個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 636,500株（新株予約権1個あたり100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償とする
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり340,000円（1株あたり3,400円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月1日から平成27年6月25日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - i. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の立場にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由がある場合はこの限りではない。
  - ii. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - iii. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ・その他取得の条件
  - i. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転承認議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii. 新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	750個	4名
社外取締役	第1回新株予約権	60個	2名

- ② 第2回新株予約権（平成18年6月6日発行）
- ・新株予約権の数 2,295個
  - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 229,500株（新株予約権1個あたり100株）
  - ・新株予約権の発行価額 無償とする
  - ・新株予約権の行使価額 1個あたり340,500円（1株あたり3,405円）
  - ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月1日から平成27年6月25日まで
  - ・新株予約権の行使条件
    - i. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社との契約関係があることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由がある場合はこの限りではない。
    - ii. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
    - iii. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
  - ・その他取得の条件
    - i. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - ii. 新株予約権者が、権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しない状態になり、権利を喪失した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 浦 勝 人	コンプライアンス委員長 エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役社長 エイベックス・マネジメント株式会社代表取締役社長 株式会社エイベックス&イースト代表取締役社長 エイベックス通信放送株式会社代表取締役会長
代表取締役副社長	千 葉 龍 平	エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役副社長 エイベックス・マネジメント株式会社代表取締役副社長 エイベックス通信放送株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	林 真 司	グループ I T 本部長 エイベックス・マーケティング株式会社代表取締役副会長 エイベックス・エンタテインメント株式会社常務取締役
取 締 役 社 外 取 締 役	小 林 敏 雄 牛 島 信	グループ管理本部担当、コンプライアンス担当 コンプライアンス委員 弁護士、牛島総合法律事務所シニア・パートナー 日本生命保険相互会社社外取締役 株式会社朝日工業社社外監査役
社 外 取 締 役	小野里 稔	株式会社イースト専務取締役 株式会社イーストライツ専務取締役
社 外 取 締 役 常 勤 監 査 役 常 勤 監 査 役 社 外 監 査 役	川 上 量 生 岩 田 眞 吉 野 村 健 二 勝 島 敏 明	株式会社ドワンゴ代表取締役会長
社 外 監 査 役	玉 木 昭 宏	コンプライアンス委員 公認会計士・税理士、勝島敏明事務所所長 株式会社東京証券取引所社外監査役 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社スカパーJ S A T ホールディングス社外監査役 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 米国公認会計士、株式会社サイファ代表取締役 株式会社エッセンティア社外監査役

- (注) 1. 取締役牛島信氏、小野里稔氏及び川上量生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役勝島敏明氏及び玉木昭宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役勝島敏明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役玉木昭宏氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

① 就任  
該当事項はありません。

② 退任  
平成22年3月28日付で以下の取締役が辞任いたしました。

氏名	辞任時の会社における地位及び役職名
荒木 隆司	代表取締役専務 コーポレート企画本部長
稲垣 博司	取締役
飯田 久彦	取締役
谷口 元	取締役コーポレート企画本部国際戦略室長兼コーポレート企画本部知財戦略室長
大下 勝朗	取締役
岸 博幸	取締役

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動  
平成21年9月11日付で以下のとおり役付取締役の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
小林 敏雄	取締役 グループ管理本部長、 コンプライアンス担当	常務取締役 グループ管理本部長、 コンプライアンス担当

平成21年10月1日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
小林 敏雄	取締役 グループ管理本部担当、 コンプライアンス担当	取締役 グループ管理本部長、 コンプライアンス担当

平成21年11月1日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
大下 勝朗	取締役	取締役 コーポレート企画本部経営 企画室長兼コーポレート企画本部 広報・IR室長

(3) その他会社役員に関する重要な事項

平成22年4月1日付で以下のとおり代表取締役及び取締役の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
松浦 勝人	代表取締役社長CEO、社長室管掌	代表取締役社長、コンプライアンス 委員長
千葉 龍平	代表取締役CSO、デジタル戦略室 管掌	代表取締役副社長
林 真司	代表取締役CBO、デジタル戦略室 長、事業管理本部管掌、コンプライ アンス担当	常務取締役グループIT本部長
小林 敏雄	取締役総務人事部担当、経営情報 管理本部担当、経営戦略本部担当	取締役グループ管理本部担当 コンプライアンス担当

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	11名	427百万円（うち社外3名、10百万円）
監 査 役	4名	45百万円（うち社外2名、9百万円）
合 計	15名	472百万円（うち社外5名、19百万円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役3名に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2. 期末日現在の取締役は7名、監査役は4名であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額1,200百万円であります（平成18年6月25日開催第19期定時株主総会決議）。
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額100百万円であります（平成18年6月25日開催第19期定時株主総会決議）。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役38百万円、監査役7百万円）が含まれております。
6. 上記のほか、平成22年6月27日開催の第23期定時株主総会に付議する「第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が原案どおり承認された場合には、取締役3名に対し170百万円以内及び監査役4名に対し28百万円以内（うち社外監査役2名に対し7百万円以内）の退職慰労金がそれぞれの退任時に打ち切り支給される予定であります。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 社外取締役の兼任の状況（重要な兼務先と当社との関係）

氏 名	重 要 な 兼 務 先	当社との関係
牛 島 信	弁護士、牛島総合法律事務所シニア・パートナー 日本生命保険相互会社社外取締役 株式会社朝日工業社社外監査役	(注) 1
小 野 里 稔	株式会社イースト専務取締役 株式会社イーストライツ専務取締役	重要な取引関係はありません
川 上 量 生	株式会社ダウンゴ代表取締役会長	(注) 2

- (注) 1. 取締役牛島信氏は牛島総合法律事務所のシニア・パートナーを兼任しており、当社は同事務所と法律顧問契約を締結する等の取引関係があります。また、同氏は日本生命保険相互会社の社外監査役を兼任しており、当社は同社から借入を行う等の取引関係があります。なお、同氏が社外監査役を兼任する株式会社朝日工業社との重要な取引関係はありません。
2. 取締役川上量生氏は、株式会社ダウンゴの代表取締役会長を兼任しており、当社は同社の大株主であるとともに、同社と業務及び資本提携契約を締結する等の取引関係があります。

## ② 社外監査役の兼任の状況（重要な兼務先と当社との関係）

氏 名	重 要 な 兼 務 先	当社との関係
勝 島 敏 明	公認会計士・税理士勝島敏明事務所代表 株式会社東京証券取引所 社外監査役 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社スカパーJ S A Tホールディングス 社外監査役 株式会社かんぽ生命保険 社外取締役	重要な取引関係はありません
玉 木 昭 宏	株式会社サイファ 代表取締役 株式会社エッセンティア 社外監査役	重要な取引関係はありません

## (6) 社外役員的主要活動状況

区分	氏名	主要活動状況
取締役	牛島 信	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役	小野里 稔	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回出席し、主に社外の客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役	川上 量生	当事業年度に開催された取締役会20回のうち15回出席し、主に社外の客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	勝島 敏明	当事業年度に開催された取締役会20回のうち16回、及び監査役会12回のうち12回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	玉木 昭宏	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、及び監査役会12回のうち12回出席し、主に米国公認会計士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

## (7) 責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	契約の内容の概要
取締役	牛島 信	当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
取締役	小野里 稔	当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
取締役	川上 量生	当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
監査役	勝島 敏明	当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
監査役	玉木 昭宏	当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

※平成21年7月1日付で監査法人の種類の変更により、監査法人トーマツは上記の名称になりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	142百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	173百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることについて監査役会の同意を得た上で、または下記に掲げる監査役会請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス・ポリシーを制定し、代表取締役社長CEOが継続的にその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
  - ③ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。報告を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を決定し、全社的に再発防止策を実施する。
  - ④ 当社の業務執行ラインから独立したグループ内部監査室を設置し、同監査室は、当社及びグループ各社の法令遵守状況を監査する。グループ内部監査室による監査の結果は、定期的に代表取締役社長CEO及び監査役会に報告される。
  - ⑤ 通常の業務報告経路とは別の報告経路をヘルプラインとして整備し、全ての役職員に対してこれを周知徹底する。ヘルプラインによって得られた情報は、ヘルプラインメンバーにおいて記録、保管するものとする。またヘルプラインによって得られた情報は、社内規則に基づき、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会に報告される他、監査役とこれを共有することとする。
  - ⑥ コンプライアンス・ポリシーに基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 代表取締役社長CEOは、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程及び情報セキュリティ規程等に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内規則により、当社にリスク管理責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理担当取締役を任命し、リスク管理体制を明確化する。
- ② グループ内部監査室は、当社及びグループ各社のリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長CEO及び監査役会に報告する。代表取締役社長CEOは、上記結果を踏まえ改善策を審議・決定する。
- ③ リスクが現実化した場合の連絡経路及び対処方法等に関する事項を定め、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。当社及びグループ各社に発生したリスクを新たに発見した職員がリスク管理担当取締役に連絡する制度として、通常の業務報告経路とは別の報告経路をヘルプラインとして設ける。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社及びグループ各社の職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。
- ② 取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行う。また、当社及びグループ各社の効率的な人的資源の配分を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社全体の内部統制システムの構築を目指し、当社に当社及びグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ② 当社及びグループ各社の代表取締役社長は、各社の内部統制に関する責任者として、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 当社のグループ内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の内部統制責任者に報告し、必要に応じ、内部統制に関して改善策の指導、実施の支援及び助言を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとする。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けない。また、当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役会の意見を徴するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び職員は、重大な法令・定款違反又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
  - ② グループ内部監査室の職員が内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する体制を整備する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が取締役及び職員との間で必要に応じて会議の場を設ける等、監査役への適切な報告がなされる体制を整備する。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、消費税等を含んでおりません。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	39,999	流動負債	33,095
現金及び預金	9,717	支払手形及び買掛金	1,480
受取手形及び売掛金	13,097	短期借入金	1,800
営業投資有価証券	2	1年内返済予定の長期借入金	2,640
営業出資金	436	1年内償還予定の社債	1,496
商品及び製品	976	未払金	8,060
仕掛品	2,737	未払印税	7,186
原材料及び貯蔵品	358	未払法人税等	1,999
繰延税金資産	6,535	賞与引当金	784
前渡金	1,443	役員賞与引当金	100
前払費用	1,033	返品引当金	3,692
前払印税	667	株主優待引当金	56
その他	3,365	その他	3,799
貸倒引当金	△ 372	固定負債	31,230
固定資産	54,593	社債	8,542
有形固定資産	36,902	長期借入金	20,335
建物及び構築物	6,005	退職給付引当金	606
土地	29,590	役員退職慰労引当金	679
その他	1,306	その他	1,067
無形固定資産	1,239	負債合計	64,326
投資その他の資産	16,451	〈純資産の部〉	
投資有価証券	11,759	株主資本	28,856
長期貸付金	1,911	資本金	4,229
長期前払費用	444	資本剰余金	5,001
繰延税金資産	1,063	利益剰余金	25,095
その他	1,577	自己株式	△ 5,469
貸倒引当金	△ 305	評価・換算差額等	△ 135
資産合計	94,593	その他有価証券評価差額金	70
		為替換算調整勘定	△ 206
		新株予約権	326
		少数株主持分	1,218
		純資産合計	30,266
		負債純資産合計	94,593

## 連結損益計算書

(自 平成21年4月1日)  
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,142
売上原価		76,254
売上総利益		41,888
販売費及び一般管理費		36,321
営業利益		5,566
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	29	
未払印税整理益	245	
その他	90	380
営業外費用		
支払利息	743	
支払手数料	45	
持分法による投資損失	480	
その他	221	1,490
経常利益		4,456
特別利益		
投資有価証券売却償還益	848	
その他	27	876
特別損失		
固定資産除売却損	180	
投資有価証券評価損	128	
事業整理損	145	
損害賠償金	121	
その他	182	757
税金等調整前当期純利益		4,575
法人税、住民税及び事業税	3,906	
法人税等調整額	597	4,503
少数株主損失(△)		△ 904
当期純利益		975

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)  
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株 主 資 本		
資 本 金	前期末残高	4,229
	当期変動額	—
	当期末残高	4,229
資 本 剰 余 金	前期末残高	5,001
	当期変動額	—
	当期末残高	5,001
利 益 剰 余 金	前期末残高	25,837
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益
		△ 1,717 975
	当期末残高	25,095
自 己 株 式	前期末残高	△ 5,469
	当期変動額	自己株式の取得
		△ 0
	当期末残高	△ 5,469
株 主 資 本 合 計	前期末残高	29,598
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得
		△ 1,717 975 △ 0
	当期末残高	28,856
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	76
	当期変動額	(純額)
		△ 5
	当期末残高	70
為替換算調整勘定	前期末残高	△ 264
	当期変動額	(純額)
		57
	当期末残高	△ 206
評価・換算差額等合計	前期末残高	△ 187
	当期変動額	(純額)
		52
	当期末残高	△ 135
新株予約権	前期末残高	326
	当期変動額	(純額)
		—
	当期末残高	326
少数株主持分	前期末残高	22
	当期変動額	(純額)
		1,195
	当期末残高	1,218
純資産合計	前期末残高	29,760
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)
		△ 1,717 975 △ 0 1,247
	当期末残高	30,266

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

エイベックス・エンタテインメント(株)	エイベックス・マーケティング(株)
エイベックス・ライブ・クリエイティヴ(株)	エイベックス・プランニング&デベロップメント(株)
(株)ヴェルファーレ・エンタテインメント	(株)メディア
エイベックス・マネジメント(株)	(株)エイベックス マネジメント サービス
(株)ピックス	(株)Para. TV
ハッチ・エンタテインメント(株)	Avex Asia Holdings Ltd.
Avex Hong Kong Ltd.	Avex Taiwan Inc.
Avex China Co., Ltd.	Avex Hawaii, Inc.
エイベックス通信放送(株)	ヴァイナル レコーズ(株)

当連結会計年度より、エイベックス通信放送(株)は当社の連結子会社であるエイベックス・エンタテインメント(株) (以下「AEI」) と(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモとの合弁会社として新たに設立したことにより、また、ヴァイナル レコーズ(株)は当社の連結子会社であるAEIの音楽事業本部第1制作部制作第3課における全事業を会社分割し新たに設立したことにより連結の範囲に含めております。

(株)ヴェルファーレ・エンタテインメント及び(株)エイベックス マネジメント サービスは、平成22年3月31日に解散し、現在清算中であります。

(2) 非連結子会社の状況

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 8社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)レコチョク  
メモリーテック(株)  
(株)エイベックス&イースト  
(株)ダウンゴ  
Orange Sky Entertainment Group (International) Holdings Ltd.  
ブレインシンク(株)  
Pamiem Film Fund Ltd.  
ORS有限責任事業組合

Chengtian Entertainment Group (International) Holding Co.Ltd.は、平成21年8月をもって商号をOrange Sky Entertainment Group (International) Holdings Ltd.に変更いたしました。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
- 非連結子会社  
該当ありません。
- 関連会社  
該当ありません。
- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
- 会社等の名称  
East Empire International Holding Ltd.
- 関連会社としなかった理由  
当社がEast Empire International Holding Ltd. に対して役員の派遣や重要な売上、仕入等の事実はなく実質的な影響を及ぼしていないことが明らかであるため、関連会社としておりません。
- (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
- 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については各社の事業年度に係る計算書類または連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、Avex Asia Holdings Ltd.、Avex Hong Kong Ltd.、Avex Taiwan Inc.、Avex Hawaii, Inc.、Avex China Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
- 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- 投資事業有限責任組合等への出資……………最近の決算書に基づく当社持分相当額により評価しております。
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品、製品、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 原材料……………最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 仕掛品(映像使用权を含む)……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………3～45年  
その他……………2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 返品引当金

将来の返品による損失に備えるとともに、適切な期間損益計算に資するため、将来の返品予想額を計上しております。過去の返品実績等に基づく返品予想額を返品引当金の繰入として売上高から直接控除し、返品受入額は引当金残高を取崩して処理しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待引当金は株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
 

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
  - ② ヘッジ会計の処理
    - イ ヘッジ会計の方法
 

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
    - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
 

ヘッジ手段 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 長期借入金の利息
    - ハ ヘッジ方針
 

将来の金利変動によるリスクの回避を目的としており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。
    - ニ ヘッジ有効性評価の方法
 

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
  - ③ 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - ④ その他
    - イ 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
    - ロ 記載金額が「0」は百万円未満であることを示しております。
    - ハ 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれんは、その効果の及ぶ期間（5年）で均等償却しております。  
また、持分法適用関連会社に対する投資と資本との差額（のれん相当額）についても、その効果の及ぶ期間（10年）で均等償却しております。  
ただし、金額に重要性がない場合には発生年度に全額償却しております。
7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更  
敷金及び保証金の表示方法の変更  
敷金及び保証金は、従来、連結貸借対照表上、「敷金及び保証金」（前連結会計年度850百万円）として表示しておりましたが、重要性が減少したため、当連結会計年度より、「その他」（当連結会計年度579百万円）に含めて表示しております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,629百万円
土地	27,712百万円
計	30,341百万円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の 長期借入金	2,640百万円
1年内償還予定の 社債	1,136百万円
社債	6,022百万円
長期借入金	20,335百万円
計	30,133百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,980百万円

### 3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

(株)エイベックス&イースト 40百万円

### 4. コミットメント契約

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメント の総額	19,100百万円
借入実行残高	1,800百万円
差引額	17,300百万円

### 5. 財務制限条項

当社が取引銀行3行と締結している融資枠総額13,500百万円のコミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約3,000百万円については、各年度の四半期決算や年度決算における連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の営業利益等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、平成22年3月末現在、財務制限条項の対象となる借入金残高は3,400百万円（コミットメントライン契約による短期借入金400百万円、金銭消費貸借契約による長期借入金3,000百万円）となっております。

### 6. 営業出資金

営業出資金は、他社で行っている映像製作に対する出資であり、当社グループの映像事業の一環として行っているもので、有価証券に該当しないと考えられる出資であります。

7. 投資有価証券のうち、関連会社に対する金額  
 投資有価証券（株式） 9,996百万円  
 （うち、共同支配企業に対する投資の金額 12百万円）  
 投資有価証券（出資金） 11百万円  
 （うち、共同支配企業に対する投資の金額 11百万円）

III 連結損益計算書に関する注記

1. 事業整理損は、連結子会社である(株)エイベックス マネジメント サービス、(株)ヴェルファール・エンタテインメントの解散に伴う損失及び(株)ピックスがAEIに吸収合併されたことに伴う損失であります。  
 2. 損害賠償金は、制作中止の決定に伴い発生した映像製作実費補償金であります。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 46,157,810株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月28日 定時株主総会	普通株式	858	20.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	858	20.00	平成21年 9月30日	平成21年 12月7日
計		1,717			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 858百万円  
 ② 1株当たり配当額 20.00円  
 ③ 基準日 平成22年3月31日  
 ④ 効力発生日 平成22年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
 普通株式 866,000株

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは現在、運転資金、設備投資資金及び事業投資資金を主に金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資は短期的な定期預金等で資金運用しております。

デリバティブ取引については、将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的として、長期借入金の支払金利に係る金利スワップ取引と、外貨建取引に係る為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先の信用状況等を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合等の出資金と業務上の関係を有する企業の株式に大別されます。投資事業有限責任組合等の出資金には市場価格等はありませんが、組合の決算書を定期的に入手することで組合の財政状況や運用状況を把握しており、担当取締役等に報告されております。また、組合契約等の変更の有無についても、適切に管理しております。株式は市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された市場価格等が担当取締役に報告されております。

長期貸付金については、取引権限を定めた職務権限表に従い、担当部門が担当取締役あるいは取締役会等の承認を得て行うこととなっており、当該貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、担保の設定等適切なリスク回避体制をとっております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、未払印税及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資・事業投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のもの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払金利の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた職務権限表に従い、財務担当部門が担当取締役あるいは取締役会等の承認を得て行うこととなっており、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（期日に支払を実行できないリスク）に晒されておりますが、当社グループでは流動資金の効率的運用を目的として、国内100%子会社に限り、グループ間でCPS（キャッシュプーリングシステム）による資金貸借を行うとともに、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) (注3) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,717	9,717	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,097		
貸倒引当金	△228		
	12,868	12,868	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	286	286	—
関係会社株式	6,748	6,449	△298
(4) 長期貸付金	1,911		
貸倒引当金	△22		
	1,888	1,888	—
資産計	31,509	31,210	△298
(1) 支払手形及び買掛金	1,480	1,480	—
(2) 短期借入金	1,800	1,800	—
(3) 未払金	8,060	8,060	—
(4) 未払印税	7,186	7,186	—
(5) 未払法人税等	1,999	1,999	—
(6) 長期借入金	22,975	23,294	△319
(7) 社債	10,038	10,219	△181
負債計	53,539	54,040	△500

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金は信用リスクを加味し貸倒引当金の額を控除した額を時価としております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。なお、投資有価証券は関係会社株式及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	122	268	146
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	31	18	△13
合計		153	286	132

- ① 当連結会計年度において、その他有価証券のうち時価評価されている株式については、減損処理を行っておりません。  
なお、当社は、売買目的有価証券以外の有価証券で時価のあるものについては、連結決算日における時価が、取得価額の50%以上下落しているすべての銘柄、及び30%以上下落し、かつ、過去における時価の推移を勘案し回復可能性がないと判断した銘柄を減損処理の対象としております。
- ② 当連結会計年度において、その他有価証券のうち時価評価されている株式の売却額は1,464百万円であり、売却益の合計額は848百万円であります。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しておりますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に信用リスクを加味し貸倒引当金の額を控除した額を時価としております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払印税及び(5) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金及び(7) 社債  
長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額の将来キャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額の将来キャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。
- (注2) 営業投資有価証券（連結貸借対照表計上額2百万円）及び営業出資金（連結貸借対照表計上額436百万円）は市場価格等がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することはきわめて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (注3) 非上場株式等（その他有価証券連結貸借対照表計上額1,464百万円、関係会社株式連結貸借対照表計上額3,259百万円）は、市場価格等がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することはきわめて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	9,717	—	—	—
受取手形及び売掛金	13,097	—	—	—
投資有価証券 其他有価証券の うち満期があるも の(投資事業有限 責任組合等)	168	75	—	—
長期貸付金	—	156	1,754	—

(注5) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,800	—	—	—	—	—
社債	1,496	1,496	2,576	3,030	360	1,080
長期借入金	2,640	5,900	11,520	2,040	250	625

VI 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、本社ビル及び本社隣接ビルの一部について、オフィスや商業施設として賃貸しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は233百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
12,279	9,728

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、従業員に対する退職給付の一部（50%相当額）を適格退職年金制度に移行しております。また、その他の連結子会社については、退職給付制度は存在しておりません。なお、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

① 退職給付債務	△1,189
② 年金資産	594
③ 未積立退職給付債務 ①+②	△594
④ 未認識数理計算上の差異	△11
⑤ 退職給付引当金 ③+④	△606

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

① 勤務費用	152
② 利息費用	22
③ 期待運用収益	—
④ 数理計算上の差異の費用処理額	81
⑤ 退職給付費用 ①+②+③+④	255

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	2.2%
② 期待運用収益率	0.0%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	1年

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産) (単位：百万円)

繰越欠損金	2,291
仕掛品	1,505
返品引当金	1,467
前渡金	1,034
商品及び製品	822
減価償却費	596
営業出資金	578
賞与引当金	319
前払印税評価損	290
役員退職慰労引当金	286
退職給付引当金	246
投資有価証券評価損	232
前受印税	229
未払事業税	189
貸倒引当金	183
その他	1,255
繰延税金資産小計	11,529
評価性引当額	△ 3,893
繰延税金資産合計	7,636

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 37
繰延税金負債合計	△ 37
繰延税金資産の純額	7,598

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

(単位：百万円)

流動資産—繰延税金資産	6,535
固定資産—繰延税金資産	1,063

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
評価性引当額	44.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.1%
持分法による投資損失	3.8%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	98.4%

IX 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	668円82銭
1 株当たり当期純利益	22円72銭

## 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〈資産の部〉</b>		<b>〈負債の部〉</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,330</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,360</b>
現金及び預金	4,518	短期借入金	1,800
売掛金	960	1年内返済予定の長期借入金	2,640
前渡金	7	1年内償還予定の社債	1,496
前払費用	80	リース債務	25
繰延税金資産	150	未払金	636
関係会社短期貸付金	1,135	未払費用	178
株主又は役員に対する短期貸付金	35	未払法人税等	116
未収還付法人税等	1,416	前受金	31
その他の他	147	関係会社預り金	13,617
貸倒引当金	△ 122	賞与引当金	133
<b>固定資産</b>	<b>66,796</b>	役員賞与引当金	70
<b>有形固定資産</b>	<b>34,874</b>	株主優待引当金	56
建物	4,614	その他	559
機械及び装置	3	<b>固定負債</b>	<b>29,794</b>
車両運搬具	16	社債	8,542
工具器具備品	559	長期借入金	20,335
土地	29,497	リース債務	55
リース資産	73	退職給付引当金	134
建設仮勘定	109	役員退職慰労引当金	347
<b>無形固定資産</b>	<b>643</b>	長期預り保証金	348
借地権	9	その他	31
商標権	3	<b>負債合計</b>	<b>51,154</b>
ソフトウェア	603	<b>〈純資産の部〉</b>	
電話加入権	8	<b>株主資本</b>	<b>23,577</b>
排出権	18	資本金	4,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,278</b>	資本剰余金	5,076
投資有価証券	1,456	資本準備金	5,076
関係会社株式	23,409	利益剰余金	19,739
関係会社長期貸付金	3,518	利益準備金	501
株主又は役員に対する長期貸付金	1,888	その他利益剰余金	19,238
破産更生債権等	2	別途積立金	10,000
繰延税金資産	526	繰越利益剰余金	9,238
長期預金	500	<b>自己株式</b>	<b>△ 5,468</b>
その他の他	369	評価・換算差額等	67
貸倒引当金	△ 392	その他有価証券評価差額金	67
<b>資産合計</b>	<b>75,127</b>	新株予約権	326
		<b>純資産合計</b>	<b>23,972</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>75,127</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日)  
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		19,002
営 業 原 価		1,163
売 上 総 利 益		17,839
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,984
営 業 利 益		10,854
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	71	
受 取 配 当 金	10	
協 賛 金 収 入	25	
そ の 他	27	134
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	630	
社 債 利 息	153	
支 払 手 数 料	45	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27	
そ の 他	85	942
経 常 利 益		10,047
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27	
投 資 有 価 証 券 売 却 償 還 益	848	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4	879
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	83	
リ ー ス 解 約 損	24	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	74	
そ の 他	0	181
税 引 前 当 期 純 利 益		10,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	297	
法 人 税 等 調 整 額	774	1,072
当 期 純 利 益		9,672

**株主資本等変動計算書**

(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	残 高 及 び 変 動 事 由	金 額
株 主 資 本		
資 本 金	前期末残高	4,229
	当期変動額	—
	当期末残高	4,229
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	前期末残高	5,076
	当期変動額	—
	当期末残高	5,076
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	前期末残高	501
	当期変動額	—
	当期末残高	501
そ の 他 利 益 剰 余 金		
別 途 積 立 金	前期末残高	12,000
	当期変動額	別途積立金の取崩 △ 2,000
	当期末残高	10,000
繰 越 利 益 剰 余 金	前期末残高	△ 716
	当期変動額	剰余金の配当 △ 1,717 当期純利益 9,672 別途積立金の取崩 2,000
	当期末残高	9,238
利 益 剰 余 金 合 計	前期末残高	11,784
	当期変動額	剰余金の配当 △ 1,717 当期純利益 9,672
	当期末残高	19,739
自 己 株 式	前期末残高	△ 5,467
	当期変動額	自己株式の取得 △ 0
	当期末残高	△ 5,468
株 主 資 本 合 計	前期末残高	15,623
	当期変動額	剰余金の配当 △ 1,717 当期純利益 9,672 自己株式の取得 △ 0
	当期末残高	23,577
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	前期末残高	96
	当期変動額	(純額) △ 28
	当期末残高	67
新 株 予 約 権	前期末残高	326
	当期変動額	(純額) —
	当期末残高	326
純 資 産 合 計	前期末残高	16,046
	当期変動額	剰余金の配当 △ 1,717 当期純利益 9,672 自己株式の取得 △ 0 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) △ 28
	当期末残高	23,972

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

#### その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資……………最近の決算書に基づく当社持分相当額により評価しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 3～45年

機 械 及 び 装 置…………… 6～10年

車 両 運 搬 具…………… 3～6年

工 具 器 具 備 品…………… 3～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (4) 株主優待引当金

株主優待引当金は株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

(6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 長期借入金の利息

③ ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクの回避を目的としており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) その他

① 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

② 記載金額が「0」は百万円未満であることを示しております。

③ 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

5. 重要な会計方針の変更

未収還付法人税等の表示方法の変更

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めておりました「未収還付法人税等」は重要性が増加したため、当事業年度から、区分掲記することとしております。なお、前事業年度において流動資産の「その他」に含まれる「未収還付法人税等」は289百万円であります。

## II 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	2,629百万円
土地	27,712百万円
計	30,341百万円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の 長期借入金	2,640百万円
1年以内償還予定の 社債	1,136百万円
社債	6,022百万円
長期借入金	20,335百万円
計	30,133百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,775百万円

### 3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。  
 (株)エイバックス&イースト 40百万円

### 4. コミットメント契約

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメント の総額	19,100百万円
借入実行残高	1,800百万円
差引額	17,300百万円

### 5. 財務制限条項

当社が取引銀行3行と締結している融資枠総額13,500百万円のコミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約3,000百万円については、各年度の四半期決算や年度決算における、連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の営業利益等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、平成22年3月末現在、財務制限条項の対象となる借入金残高は3,400百万円（コミットメントライン契約による短期借入金400百万円、金銭消費貸借契約による長期借入金3,000百万円）となっております。

### 6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,152百万円
長期金銭債権	3,518百万円
短期金銭債務	13,713百万円

### 7. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	964百万円
------	--------

III	損益計算書に関する注記	
	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	営業収益	17,719百万円
	（受入手数料	9,146百万円）
	（受取配当金	8,020百万円）
	（不動産賃貸収入	489百万円）
	（その他	62百万円）
	営業原価	304百万円
	販売費及び一般管理費	1,424百万円
	営業取引以外の取引高	115百万円
IV	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
	普通株式	3,213,580株

## V 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、従業員に対する退職給付の一部（50%相当額）を適格退職年金制度に移行しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

### 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

① 退職給付債務	△258
② 年金資産	129
③ 未積立退職給付債務 ①+②	△129
④ 未認識数理計算上の差異	△ 4
⑤ 退職給付引当金 ③+④	△134

### 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

① 勤務費用	28
② 利息費用	4
③ 期待運用収益	—
④ 数理計算上の差異の費用処理額	13
⑤ 退職給付費用 ①+②+③+④	47

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	2.2%
② 期待運用収益率	0.0%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	1年

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	(単位：百万円)
関係会社株式評価損	1,748
減価償却費	342
貸倒引当金	209
投資有価証券評価損	209
投資事業組合等運用損	156
役員退職慰労引当金	141
新株予約権	132
その他	279
繰延税金資産小計	3,219
評価性引当額	△2,496
繰延税金資産合計	722
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 46
繰延税金負債合計	△ 46
繰延税金資産の純額	676

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)
流動資産—繰延税金資産	150
固定資産—繰延税金資産	526

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 29.8%
評価性引当額	△ 0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
その他	△ 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.0%

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	エイバック ス・エンタ テインメン ト(株)	東京都 港区	487	コンテンツ・ クリエイティ ヴ事業	100	業 務 受 託 資 金 貸 付、 資 金 運 用	業務受託 収入等 (注1①)	2,701	売掛金	236
							資金の貸付 (注1②)	4,900	関係会 社長期 貸付金	2,900
							利息の受取 (注1②)	53	—	—
							資金の運用	—	関係会 社預り 金	5,124
							利息の支払	5	—	—
子会社	エイバック ス・マーケ ティング(株)	東京都 港区	200	パッケージ・コ ミュニケー ション事業 及び ネットワー ク・コミュニ ケーション事 業	100	配 当 金 の 受 取、 業 務 受 託 等、 資 金 運 用	受取 配当金	8,000	—	—
							業務受託 収入等 (注1①)	5,163	売掛金	451
							資金の運用	—	関係会 社預り 金	7,821
							利息の支払	35	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
  - ② 資金の貸付については金銭消費貸借契約を締結し、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。返済期限は平成28年6月30日としております。
2. 上記の表のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	千葉 龍平	—	—	当社代表取締役 副社長	1.82	資金貸付	資金の貸付 (注1①)	961	株主又は役員に対する短期貸付金	17
									株主又は役員に対する長期貸付金	944
							利息の受取 (注1①)	3	その他流動資産	3
	荒木 隆司	—	—	当社代表取締役 専務 (注3)	1.47	資金貸付	資金の貸付 (注1①)	961	株主又は役員に対する短期貸付金	17
									株主又は役員に対する長期貸付金	944
	利息の受取 (注1①)	3	その他流動資産	3						
小林 敏雄	—	—	当社取締役	5.27	被保証	役員貸付に対する連帯保証・担保提供 (注1①②)	1,930	—	—	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付については「金銭消費貸借契約」を締結し、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成22年4月12日より新たな「金銭消費貸借契約書」を締結しております。返済期限は平成32年3月31日（期間10年）としており、当該貸付に対する担保として両名より当社株式1,264,200株、取締役小林敏雄より当社株式1,800,000株を受け入れております。

- ② 資金の貸付に対して当社取締役小林敏雄より債権被保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 上記の表における取引金額には消費税等を含めておりません。
  3. 荒木隆司は、平成22年3月28日付で当社代表取締役専務を辞任いたしました。なお、同氏はAvex Asia Holdings Ltd. (平成22年4月16日付でAvex International Holdings Ltd. に社名変更)取締役社長を引き続き務めており、重要な子会社の役員であることから関連当事者としております。

VIII	1株当たり情報に関する注記	
	1株当たり純資産額	550円62銭
	1株当たり当期純利益	225円23銭

## 会計監査人の監査報告書 騰本（連結）

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

エイベックス・グループ・  
ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 仁 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

エイベックス・グループ・  
ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 仁 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られていると認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、当監査報告書作成時点において、重要な欠陥は認識していない旨の報告を有限責任監査法人トーマツより受けております。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月26日

エイバックス・グループ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岩田 眞吉 ㊟

常勤監査役 野村 健二 ㊟

社外監査役 勝島 敏明 ㊟

社外監査役 玉木 昭宏 ㊟

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益還元の実施を、経営上最も重要な施策の一つとして捉えております。具体的には、年間配当金40円を基準として、連結配当性向30%以上を目安に株主還元策を実施することを基本方針としており、これに加えて業績の推移、キャッシュ・フロー、将来における資金需要などを総合的に勘案して、配当額を決定しております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金20円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は858,884,600円となります。

なお、中間配当金として1株当たり20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日といたします。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を55頁に記載の対照表中の変更案のとおり変更いたしたく存じます。

#### 1. 提案の理由

現行定款を以下のとおり変更するものであります。

(1) 当社グループの今後の事業展開を考慮して、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものであります。

(2) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容  
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。            (1)～(28) (省略)  <b>【新設】</b>    <b>【新設】</b>            (29) 前(1)から(28)の各事業を営む企業に対する投資            (30) 前(1)から(29)に附帯する一切の業務            2 前号(1)から(28)の各事業を自ら行うこと            3 前各号に付帯する一切の業務            (役付取締役)            第25条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長1名及び副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。なお、会長及び社長の兼任を妨げないものとする。</p>	<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。            (1)～(28) (省略)  <u>(29)美容サロンの経営並びに経営コンサルタント</u>  <u>(30)衣服等繊維製品及びその原材料の製造、加工、売買並びに輸出入</u>            (31) 前(1)から(30)の各事業を営む企業に対する投資            (32) 前(1)から(31)に附帯する一切の業務            2 前号(1)から(30)の各事業を自ら行うこと            3 前各号に付帯する一切の業務            (役付取締役)            第25条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名及び副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。なお、会長及び社長の兼任を妨げないものとする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ うら まさと 松 浦 勝 人 (昭和39年10月1日生)	昭和63年4月 エイベックス・ディー・ディー株式会社 設立、取締役 平成3年3月 同社専務取締役 平成8年4月 当社取締役 平成10年4月 当社専務取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成14年8月 当社制作宣伝事業本部長 平成16年8月 当社専務取締役及び取締役辞任 平成16年8月 当社執行役員 平成16年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成16年10月 エイベックス株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社） 代表取締役会長 平成17年4月 同社代表取締役社長（現任） 平成17年10月 エイベックス ネットワーク株式会社 （現：エイベックス・マーケティング株式会社）代表取締役会長 株式会社エイベックス&イースト 代表取締役社長（現任） 平成19年6月 当社コンプライアンス委員長 平成21年1月 エイベックス・マネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） 平成21年4月 エイベックス通信放送株式会社代表 取締役会長（現任） 平成22年4月 当社CEO、社長室管掌（現任）	2,255,824株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	ち ば りゅう へい 千 葉 龍 平 (昭和39年4月11日生)	<p>平成7年7月 株式会社ホワイト・アトラス (現:エイベックス・プランニング&amp;デベロップメント株式会社) 入社</p> <p>平成7年7月 同社代表取締役社長</p> <p>平成9年10月 同社顧問</p> <p>平成11年7月 同社代表取締役社長</p> <p>平成12年6月 当社グループ執行役員</p> <p>平成14年6月 当社常務取締役、執行役員</p> <p>平成15年6月 当社制作宣伝事業本部副本部長</p> <p>平成16年8月 当社常務取締役及び取締役辞任</p> <p>平成16年8月 株式会社アクシヴ (現:エイベックス・プランニング&amp;デベロップメント株式会社) 代表取締役社長及び取締役辞任</p> <p>平成16年8月 同社代表取締役社長</p> <p>平成16年9月 当社代表取締役副社長</p> <p>平成17年4月 エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役副社長(現任)</p> <p>平成21年1月 エイベックス・マネジメント株式会社代表取締役副社長(現任)</p> <p>平成21年4月 エイベックス通信放送株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成22年4月 当社代表取締役CSO、デジタル戦略室管掌(現任)</p>	780,350株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3 ※	たけ うち しげ かず 竹 内 成 和 (昭和28年10月11日生)	<p>昭和51年4月 株式会社シービーエス・ソニー (現：株式会社ソニー・ミュージック エンタテインメント) 入社</p> <p>平成5年1月 株式会社ソニー・ミュージックエン タテインメント経営企画本部証券業 務室長</p> <p>平成6年1月 同社 営業本部販売推進部長</p> <p>平成7年1月 同社 営業本部企画部長</p> <p>平成8年1月 同社 営業本部副本部長</p> <p>平成8年7月 同社 営業本部長</p> <p>平成9年2月 株式会社ソニー・ミュージックアー ティスツ代表取締役社長</p> <p>平成12年2月 株式会社ソニー・ミュージックエン タテインメント経営企画本部長</p> <p>平成12年6月 同社コーポレート・エグゼクティブ</p> <p>平成14年10月 株式会社エスエムイー・ビジュアル ワークス (現：株式会社アニプレッ クス) 代表取締役</p> <p>平成18年6月 株式会社ソニー・ピクチャーズエン タテインメント代表取締役会長</p> <p>平成21年10月 当社上席執行役員グループ管理本部長</p> <p>平成22年4月 当社上席執行役員CFO、経営情報 管理本部長、総務人事本部管掌、経 営戦略本部管掌、コンプライアンス 委員長(現任)</p> <p>平成22年4月 当社経営情報管理本部経理部統括部長</p> <p>平成22年4月 エイベックス・マーケティング株式会社 代表取締役副会長(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・エンタテインメント 株式会社取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・マネジメント株式会社 取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・ライヴ・クリエイティ ヴ取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・プランニング&amp;デベロ ップメント株式会社取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・ミュージック・パプ リッシング株式会社取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 Avex Asia Holdings Ltd.(現：Avex International Holdings Ltd.) 取締 役(現任)</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	はやし しん じ 林 真 司 (昭和39年6月8日生)	<p>平成2年5月 エイベックス・ディー・ディー株式会社入社</p> <p>平成5年4月 同社取締役</p> <p>平成8年6月 同社常務取締役</p> <p>平成10年4月 当社常務取締役</p> <p>平成12年6月 当社執行役員</p> <p>平成14年8月 当社編成本部長</p> <p>平成16年10月 エイベックス株式会社(現:エイベックス・エンタテインメント株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成16年10月 株式会社トゥーマックス(現:株式会社メディア) 代表取締役社長</p> <p>平成17年4月 エイベックス・マーケティング・コミュニケーションズ株式会社(現:エイベックス・マーケティング株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成18年8月 当社グループIT本部長</p> <p>平成19年4月 エイベックス・マーケティング株式会社代表取締役副社長</p> <p>平成21年1月 エイベックス・マネジメント株式会社取締役(現任)</p> <p>平成21年2月 エイベックス・エンタテインメント株式会社常務取締役(現任)</p> <p>平成21年4月 エイベックス・マーケティング株式会社代表取締役副会長</p> <p>平成21年4月 エイベックス通信放送株式会社取締役(現任)</p> <p>平成22年4月 当社代表取締役CBO、デジタル戦略室長、事業管理本部管掌、コンプライアンス担当(現任)</p> <p>平成22年4月 エイベックス・マーケティング株式会社代表取締役社長(現任)</p>	618,550株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5 ※	けん じょう とおる 見 城 徹 (昭和25年12月29日生)	平成3年9月 株式会社角川書店(現:株式会社角川 グループホールディングス)取締役編 集部長 平成5年11月 株式会社幻冬舎設立、代表取締役社長 (現任) 平成21年5月 エイベックス通信放送株式会社最高 顧問(現任) 平成21年6月 株式会社幻冬舎社長執行役員(現任)	0株
6 ※	とお やま とも ひろ 遠 山 友 寛 (昭和25年2月21日生)	昭和53年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和55年4月 第一東京弁護士会登録 西村真田法律事務所勤務 昭和59年5月 米国メーソン・アンド・スローン法律 事務所勤務 昭和60年2月 米国ポーラック・ブルーム・アンド・デ コム法律事務所勤務 昭和60年6月 米国プライヤー・キャッシュマン・シ ャーマン・アンド・フリン法律事務所 勤務 昭和60年8月 西村真田法律事務所パートナーと して復帰 平成2年10月 T M I 総合法律事務所開設、パー トナー(現任) 平成11年11月 株式会社日本色材工業研究所社外監 査役(現任)	0株
7 ※	さ とう ゆう いち 佐 藤 裕 一 (昭和25年5月10日生)	昭和51年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和54年3月 公認会計士登録 昭和60年8月 中央監査法人社員就任 昭和63年6月 同監査法人代表社員就任 平成12年2月 同監査法人退職 平成12年3月 中央コンサルティング株式会社入社 平成17年11月 同社退職 平成17年11月 中央青山監査法人就職 平成18年11月 同監査法人退職 平成18年11月 公認会計士佐藤裕一事務所開業(現 任) 平成19年6月 株式会社シモジマ補欠監査役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8 ※	いさやま げん 伊佐山 元 (昭和48年2月26日生)	平成7年9月 米国Arch Pacific社共同創業 平成9年4月 株式会社日本興業銀行(現:株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成15年6月 同行退行 平成15年9月 米国DCMパートナー・日本共同代表(現任)	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者千葉龍平氏と当社は「金銭消費貸借契約書」を締結しており、当社は同氏と資金の貸付等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者遠山友寛氏、佐藤裕一氏及び伊佐山元氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員の候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 遠山友寛氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高い実績に加え、当社の事業領域(音楽、映像、スポーツ、芸能等)において豊富な経験、知識を有しており、独立した立場から当社の経営とガバナンスの強化に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。
- ② 佐藤裕一氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげており、その豊富な経験と知識を独立した立場から当社の経営とガバナンスの強化に生かしていただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。
- ③ 伊佐山元氏は、米国DCM(ITに特化したベンチャーキャピタル)のパートナー・日本共同代表として主にインターネット・モバイル分野のベンチャー企業の投資・事業育成において高い実績をあげており、その豊富な経験と知識を独立した立場から当社の経営とガバナンスの強化に生かしていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 社外取締役が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役としての職務を適切に執行することができるものと当社が判断した理由について
- ① 遠山友寛氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高い実績に加え、当社の事業領域(音楽、映像、スポーツ、芸能等)において豊富な経験、知識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- ② 佐藤裕一氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげており、豊富な経験と知識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について  
遠山友寛氏、佐藤裕一氏、伊佐山元氏が取締役に選任された場合、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に定める額を損害賠償限度額とする損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う  
打切り支給の件

平成22年3月28日付で当社の取締役を辞任した荒木隆司、稲垣博司、飯田久彦、谷口元、大下勝朗及び岸博幸の6氏及び本総会終結の時をもって取締役を退任する小林敏雄、牛島信、小野里稔及び川上量生の4氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、その総額を180百万円以内（うち社外取締役3名に対し180百万円以内）として退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
荒木 隆司	平成16年9月 当社上級執行取締役 平成21年5月 当社代表取締役専務 平成22年3月 当社代表取締役専務辞任
小林 敏雄	昭和63年4月 エイバックス・ディー・ディー株式会社設立、取締役 平成5年4月 同社常務取締役 平成8年4月 当社取締役 平成10年4月 当社常務取締役 平成16年8月 当社代表取締役社長 平成16年9月 当社常務取締役 平成21年9月 当社取締役（現任）
稲垣 博司	平成17年4月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役辞任
飯田 久彦	平成19年6月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役辞任
谷口 元	平成10年4月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役辞任
大下 勝朗	平成10年4月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役辞任
岸 博幸	平成19年6月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役辞任
牛島 信	平成16年9月 当社社外取締役（現任）
小野里 稔	平成16年9月 当社社外取締役（現任）
川上 量生	平成18年6月 当社社外取締役（現任）

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを、平成22年5月27日開催の取締役会で決議いたしました。これに伴い、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合に重任されます取締役3名及び任期中の監査役4名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、その総額を取締役については170百万円以内、監査役については28百万円以内（うち社外監査役2名に対し7百万円以内）として打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は、各取締役又は各監査役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役は取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まつうらまさ と 松 浦 勝 人	昭和63年4月 エイベックス・ディー・ディー株式会社設立、取締役 平成3年3月 同社専務取締役 平成8年4月 当社取締役 平成10年4月 当社専務取締役 平成16年8月 当社専務取締役及び取締役辞任 平成16年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成22年4月 当社CEO（現任）
ちばりゅう へい 千 葉 龍 平	平成15年6月 当社常務取締役、執行役員 平成16年8月 当社常務取締役及び取締役辞任 平成16年9月 当社代表取締役副社長 平成22年4月 当社代表取締役CSO（現任）
はやし しん じ 林 真 司	平成5年4月 エイベックス・ディー・ディー株式会社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年4月 当社常務取締役 平成22年4月 当社代表取締役CBO（現任）
いわ た しん きち 岩 田 真 吉	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）
の むら けん じ 野 村 健 二	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）
かつ しま とし あき 勝 島 敏 明	平成18年6月 当社社外監査役（現任）
たま き あき ひろ 玉 木 昭 宏	平成20年6月 当社社外監査役（現任）

**第5号議案 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）に係る報酬額及び内容決定の件**

1. 新株予約権を当社取締役の報酬等として付与することを相当とする理由等

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と企業価値の向上を図るため、ストックオプションとして新株予約権を年額300百万円以内で発行するものであります。この新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、平成18年6月25日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額（年額1,200百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とは別枠で設定するものであります。

また、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等を基準として決定しております。

当社は、上記の主旨に鑑み、その具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）は4名となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が、株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合を除く）を行う場合等、新株予約権の目的となる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数を調整できるものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,500個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する新株予約権の数の上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成27年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の条件  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
  - ③ その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得事由  
新株予約権者が前記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。
- (10) 組織再編時の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
前記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記(8)に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
前記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

**第6号議案** 当社の従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由  
当社の従業員並びに子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、金銭の払い込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合を除く）を行う場合等、新株予約権の目的となる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数を調整できるものとする。

(2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成27年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社の従業員または子会社の取締役もしくは従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が前記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

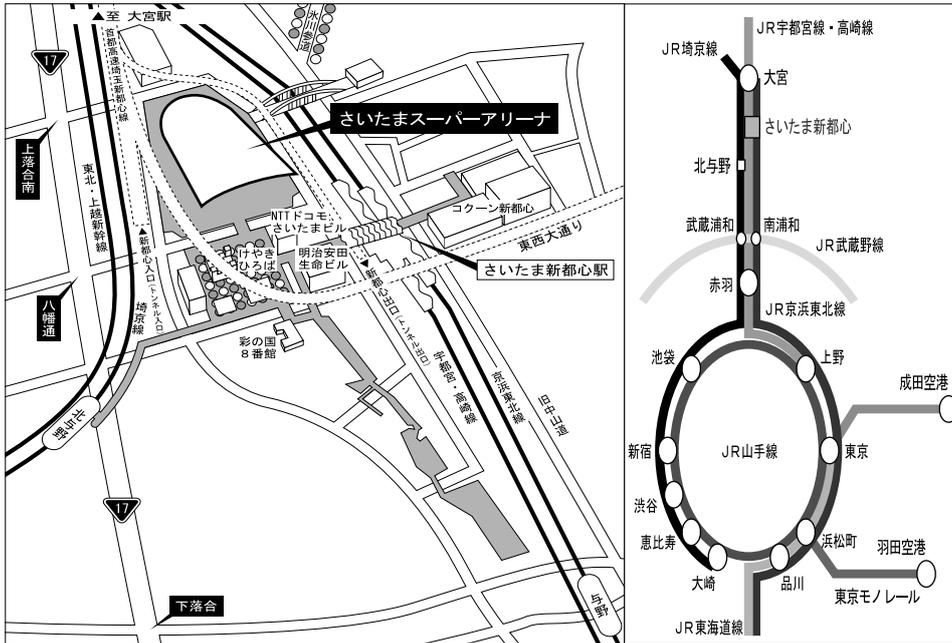
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
前記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記(8)に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
前記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地  
 さいたまスーパーアリーナ  
 電話 048-600-3001



- ◆ J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心」駅下車 徒歩すぐ
  - ・東京駅から約30分（JR山手線・京浜東北線利用/上野駅よりJR宇都宮線・高崎線）
  - ・新宿駅から約30分（JR埼京線利用/赤羽駅よりJR宇都宮線・高崎線）
  - ・上野駅から約25分（JR宇都宮線・高崎線利用）
  - ・渋谷駅から約35分（JR埼京線利用/赤羽駅よりJR宇都宮線・高崎線）
  - ・大宮駅から約2分（JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線利用）
- ◆ J R 埼京線「北与野」駅下車 徒歩7分
  - ・新宿駅から約35分（JR埼京線利用）
  - ・渋谷駅から約40分（JR埼京線利用）

◎さいたまスーパーアリーナに株主様用の駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は大変混雑することが予想されますので、お早目のご来場をお願い申し上げます（午前9時00分に受付を開始する予定であります）。